

役員選出規定

- 一 会則第八条・第九条による会長及び理事の選出は次のように行なう。

理事は十名が全会員による選挙で選ばれる。

会長は十名の理事の互選による。

会長は五名の理事を委嘱する。

理事の選挙は選挙管理委員がこれを行ない、その結果を会長に報告する。選挙管理委員は会長の委嘱によって選ばれる。

会長及び理事の選出結果は総会で報告する。

- 二 役員に欠員を生じた場合は次のように処理する。

会長は改選する。

理事は選挙によるものは次点者を繰り上げ当選とし、会長委嘱によるものは新たに会長が委嘱する。

ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

学会報編集委員は新たに会長が委嘱する。

監査委員は理事会が新たに推薦し、総会の追認を得る。

- 三 役員名は「九州中国学会報」に掲載する。

(付則)

- 一 本規定は一九九六年五月一八日より施行する。